

参 考

専修免許状を取得するための要件については、以下のとおり改正されました。

教育職員免許法等の一部を改正する法律の概要（平成 12 年 7 月 1 日施行）（抄）

一種免許状を有する現職教員が専修免許状を取得するための要件について、修得すべき単位数を在職年数により逡減する制度を廃止する。

[改正の概要]

専修免許状の質及び水準を確保するとともに教員の資質向上を図る観点から、一種免許状を有する現職教員が専修免許状を取得するための要件について、教員としての在職年数に応じて要修得単位数が逡減する現行制度を廃止し、最低在職年数 3 年、最低取得単位数 15 単位に据え置く。

（一種免許状から専修免許状への上進に係る旧制度）

一種免許状	+	在職年数	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年以上 6年未満	6年以上	専修免許状
		要修得単位	15単位	12単位	9単位	6単位	

（平成 16 年度から）

一種免許状	+	在職年数	3年以上	専修免許状
		要修得単位	15単位	